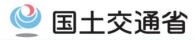


能力評価基準【基礎ぐい工事】



CCUS職種コード		06とびエ-06くい打ち工 01特殊作業員-01特殊作業員 02普通作業員-01普通作業員、02掘削工 13溶接エ-01溶接工 14運転手(特殊)-07くい打機運転工、08クレーン運転工
能力評価実施団体		(一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会
呼称		基礎ぐい工事技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録基礎工基幹技能者〔00028〕◇1級土木施工管理技士〔30005〕◇1級建築施工管理技士〔30007〕◇1級建設機械施工技士〔30009〕◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)〔91002,91045〕●レベル 2、レベル 3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
	就業日数	7年(1505日)
レベル3	保有資格	◇基礎施工士〔33067〕 ◇2級土木施工管理技士〔30006〕 ◇2級建築施工管理技士〔30008〕 ◇2級建設機械施工技士〔30010〕 ◇車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育〔60013〕 ◇車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育〔60008〕 ◇移動式クレーン運転士安全衛生教育〔60007〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰〔92002,92045〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長·班長経験	職長としての就業日数が1年(215日)
レベル 2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	◇車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習〔40037〕 ◇車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習〔40035〕 ◇移動式クレーン運転士〔36022〕 ◇小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転特別教育〔50012〕 ◇小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕 ◇玉掛け技能講習〔40040〕 ◇基礎杭溶接管理技術者〔30097〕 ◇基礎杭溶接技能者〔33092〕
<u>'</u>		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

^{※ ●}印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

[※] 就業日数は。215日を1年として換算する。